

建築基準法第 51 条ただし書きの許可について

1. 建築基準法第 51 条抜粋

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第 51 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

2. 建築基準法第 51 条ただし書き許可とは

都市計画区域内においては、下記の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建物を新築・増築することはできない。

(イ)	卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設
(ロ)	廃棄物処理法施行令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設（汚泥施設、廃プラ粉碎施設、木くず・がれき粉碎施設等）
(ハ)	一般廃棄物処理施設で 1 日の処理能力が 5 トン以上のもの

ただし、(ロ) については、都道府県の都市計画審議会

(ハ) については、市町村の都市計画審議会

の議を経てその位置が、都市計画上支障がないとして許可された場合は、これらの建物を新築・増築することができる。

住安第 1046-5 号

平成 31 年 1 月 15 日

磐田市長 様

静岡県知事 川勝 平太



磐田市都市計画審議会への諮問について（依頼）

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、特殊建築物の敷地の位置について次のように審議会に諮問していただきますよう依頼します。

担 当 暮らし・環境部建築住宅局

建築安全推進課建築安全班 早川

電話番号 054-221-3079

